

令和 7 年度 水穂興業株式会社

『運輸安全マネジメントに関する取り組み』

(期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

「輸送の安全に関する基本的な方針」

1. 災害及び交通事故を未然に防止するために、危険性を調査・評価をして、その低減除去を絶えず講じます。
2. 「決めたことを守り、守らせる」ことを徹底し、従業員と共同で安全活動の継続的な向上を図ります。
3. 非常事態発生時の被害を極小化するため、体制の強化と対応の円滑化を図ります。
4. 従業員一人ひとりが常に安全に業務を遂行できるよう支援活動を積極的に行います。
5. 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表します。

「社内への周知方法」

事故防止報告会及びグループ会議、社内掲示等で全従業員に取組み状況等の情報を公表する。

「安全方針に基づく目標」

① 交通事故及び作業事故の減少

- ◎重大事故 ⇒ 目標 0 件 ◎人身事故 ⇒ 目標 0 件
- ◎有責物損事故 ⇒ 目標 5 件以下 ◎作業事故 ⇒ 目標 0 件

② 目標達成のための計画

◎運行管理体制の充実・強化

- ・点呼等の運行業務を確実に実施できる配置を行う。 ・管理者の講習受講等を確実に実施する。
- ・運転免許証の無携行及び無資格運転を行わせない。
- ・アルコール検査を徹底し、飲酒運転を撲滅する。
- ・運転者台帳を確実に作成し、従業員の安全管理に活用する。

◎教育及び研修の充実・強化

- ・年間の安全計画を作成し、安全計画に則り教育研修を実施する。 ・法定 12 項目研修の実施。
- ・外部から講師（保険会社、所轄の警察署担当者）を招聘し、全従業員を対象に月 1 回事故防止報告会を実施する。 ・東環保研修センターを活用して初任・更新その他各研修を実施する。
- ・グループ会議を実施後、リーダー会議を行い、問題点等を役員に報告をする。
- ・定期的に安全パトロールを実施する。 ・安全作業マニュアルを作成し、遵守して作業を行う。
- ・帰庫点呼時に全従業員からヒヤリハット事例を聴取し、全従業員に周知し共有する。
- ・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを定期的に分析し、輸送の安全性の向上を図る。
- ・リスクアセスメントを実施する。 ・雇入れ時の安全衛生教育を徹底する。
- ・非常事態（交通事故・車両火災・災害等）が発生した場合の報告連絡体制の確立及び訓練を実施する。

「輸送の安全に関する目標達成状況（令和 6 年度）」

	目 標	結 果
重大事故	0 件	1 件
人身事故	0 件	0 件
有責物損事故	5 件以下	3 件
作業事故	0 件	0 件

(重大事故とは自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故)